

政府・与党一元化における政策の決定について

1. 民主党の「次の内閣」を中心とする政策調査会の機能は、全て政府(=内閣)に移行する。
 - ① 一般行政に関する議論と決定は、政府で行う。従って、それに係る法律案の提出は内閣の責任で政府提案として行う。
 - ② 選挙・国会等、議員の政治活動に係る、優れて政治的な問題については、党で論議し、役員会において決定する。その決定にあたっては、必要に応じて常任幹事会あるいは議員総会で広く意見交換を行う。従って、それに係る法律案の提出は、党の責任で議員提案として行う。
2. 各省政策会議
 - ① 副大臣が主催し、与党委員会所属議員(連立各党)が参加する。
 その他与党議員も参加可能とする。
 - ② 政策案を政府側から説明し、与党議員と意見交換する。
 - ③ 与党議員からの政策提案を受ける。
 - ④ 提案・意見を聞き、副大臣の責任で大臣に報告する。
 - ⑤ 政府の会議として、議事録要旨の公開など透明性を確保する。
 - ⑥ 政府の会議なので、団体ヒアリング等については、対象の選定基準と与党議員の発言に、特に留意する必要がある。
 - ⑦ 部門会議は設置しない。
3. 大臣チーム
 - ① 大臣・副大臣・政務官で構成。
 - ② 各省政策会議で、提案・意見を聴取し、大臣チームが政策案を策定し、閣議で決定する。

